

業務執行理事である会長及び常務理事の任期等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会の統治(執行)体制に係る人事の透明性確保及び法人運営の刷新等の活性化を推進するため、業務執行理事である会長及び常務理事の任期に関する事項を定めることを目的とする。

(会長の任期等)

第2条 会長の任期は、4期8年までとし、且つ満73歳を超えないものとする。

ただし、任期中に満73歳の年齢に達した場合は、当該任期の満了日まで在任するものとする。

(常務理事の任期等)

第3条 常務理事は、公募により選任するものとし、その任期は3期6年までとする。

附則 この規程は、平成30年5月16日制定し、同日施行する。